

茨城県立磯原・磯原郷英高等学校同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は茨城県立磯原・磯原郷英高等学校同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は会員相互の友ぎを親密にし、且つ母校との連絡を保ち母校の教育向上に努力することを目的とする。
- 第 3 条 本会の事業を達成するため次の事業を行う。
(1) 機関紙その他の発行
- 第 4 条 本会は事務局を茨城県立磯原郷英高等学校内に置く。

第 2 章 会 員 及 び 役 員

- 第 5 条 本会は茨城県立磯原・磯原郷英高等学校卒業生、職員をもって組織する。
- 第 6 条 卒業生は卒業時に本会の維持費として入会金 1,000 円及び会費 2,000 円を収め入会する義務がある。
- 第 7 条 本会会員を分けて正会員、賛助会員、名誉会員の 3 種とする。
(1) 正会員は卒業生
(2) 賛助会員は本校職員
(3) 名誉会員は本校及び本会の事業に対し特に功労あり総会で承認されたものとする。
- 第 8 条 本会に下の役員を置く。
(1) 会 長 1 名 正会員中より選出する。
(2) 副 会 長 3 名 正会員中より選出する。
(3) 会 計 若干名 正会員中より選出する。
(4) 書 記 若干名 正会員中より選出する。
(5) 会計監査 2 名 正会員中より選出する。
(6) 幹 事 若干名 卒業生及び教職員から会長が委嘱する。
(7) 顧 問 校長・賛助会員より会長が委嘱する。
- 第 9 条 本会の役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 3 章 会 議 及 び 会 計

- 第 10 条 本会の運営のため下の機関を置く。
(1) 総会
(2) 役員会
(3) 幹事会
- 第 11 条 総会は本会の議決機関で 2 年に 1 回会長が招集し、予算、決算の審議及び承認、規約の改正、その他の主要な事項を審議決定する。
前号の総会は、幹事会を以って代えることができるものとする。
役員及び会員 3 分の 2 の請求がある場合には、臨時総会を招集することができる。
- 第 12 条 役員会は必要に応じて重要事項を審議することができる。
- 第 13 条 幹事会は役員会より提案された事項を審議決定する。

- 第 14 条 総会の審議は出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。
- 第 15 条 至急を要する場合（総会を開くことのできない場合）は役員会の議決によって決定する。
但し次期総会に於いて承認を受けるものとする。
- 第 16 条 総会の通知は広告その他を以てする。
- 第 17 条 本会の会計年度は 4 月 1 日より 3 月 31 日とする。
- 第 18 条 慶弔に関する規定は別に定める。
- 第 19 条 本会経費には維持費及びその他の収入を以てあてる。

付 記

- 1 本会会則は昭和 31 年度より施行する。
- 2 本会会則は昭和 39 年 7 月 12 日改定同日より施行する。
- 3 本会会則は昭和 44 年 7 月 13 日改定同日より施行する。
- 4 本会会則は昭和 47 年 1 月 29 日改定同日より施行する。
- 5 本会会則は昭和 49 年 1 月 17 日改定同日より施行する。
- 6 本会会則は昭和 53 年 8 月 13 日改定同日より施行する。
- 7 本会会則は昭和 63 年 2 月 13 日改定同日より施行する。
- 8 本会会則は平成 7 年 4 月 1 日改定同日より施行する。
- 9 本会会則は平成 12 年 4 月 1 日改定同日より施行する。
- 10 本会会則は平成 23 年 4 月 1 日改定同日より施行する。

慶弔に関する規定

- 第 1 条 この規定は会則の 18 条に基づき定める。
- 第 2 条 この規定は会員及び母校職員の死亡に関して定める。
- 第 3 条 会員及び母校職員が死亡した時は次の通りとする。
（1） 正会員死亡（通知のあった場合）は弔電。
（2） 現職員死亡、香典および花輪。
（3） 旧職員死亡又は、会員の死亡については同会に功労があった者については協議する。
- 第 4 条 在校生徒が死亡した時は次の通りとする。
（1） 在校生徒が教育活動中に死亡の場合、香典および花輪。
- 第 5 条 その他必要事項は役員会で協議する。

付 則